災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視 一 被災者の生活再建支援の視点から 一 結 果 報 告 書

令和2年3月

総務省行政評価局

平成 23 年 3 月に東北地方を中心として甚大な被害を引き起こした東日本大震災では、多数の避難者が発生したこともあり、他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされる者が少なくなく、発災当初では食料の提供が受けられない状況や、支援物資などの必要な情報が知らされない状況、その後には自宅の再建が思うように進まない世帯の存在が指摘された。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、全半壊した自宅や軒先の倉庫で暮らし、自宅の再建を含めた生活再建が進まない世帯の存在や、30年7月に発生した西日本を中心とした豪雨でも浸水を逃れた自宅の2階で暮らす世帯の存在が指摘された。

さらに、東日本大震災以降、都市部を中心に、自宅を失った被災者に対して広く供給された、 民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型応急住宅は、建設型応急住宅に比べ、迅速に住宅を供給することが可能である一方で、居所が点在することにより、行政などによる見守り活動に多くの 手間と時間が掛かるといった課題が指摘されているほか、建設型応急住宅を含め応急仮設住宅から円滑に恒久的な住まいに移行するための支援等も課題となっている。

これらの被災者への支援策としては、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づく被災者生活再建支援金などの国による経済的な面での支援のほか、地方公共団体等において様々なソフト面での支援が行われており、中には、被災者の自宅再建や生活再建に係る複合的な課題への支援に取り組む例もみられる。

このような中、甚大な住家被害を伴う災害は毎年のように発生しており、平成30年度は、西日本を中心とした豪雨のほか北海道胆振東部地震により、また、令和元年度には、東日本を中心とした広域的な地域において風水害をもたらした台風により住家被害が多数生じている。

さらに、今後起こり得るとされる首都直下地震や南海トラフ地震では、東日本大震災よりも はるかに多くの避難者が発生することが想定されており、国だけではなく、地方公共団体や被 災者支援を行う関係機関等が連携しながら、これらの災害が発生した際の住まいの確保を含め た被災者の生活再建の支援のために、あらかじめ対策を講ずることが重要となっている。

この行政評価・監視では、以上のような状況を踏まえ、被災者の生活再建支援の視点から、 被災地における被災者への支援の実施状況と被災者支援を行う上での課題及び課題への対応状況を把握し、被災地での課題を踏まえ、今後起こり得るとされる災害への備えへの取組状況等 を把握するとともに工夫した取組例を紹介する。また、これらを通じて、被災者の生活再建や 住まい再建に向けた国や地方公共団体における今後の支援等の在り方を検討したものである。

目次

第1 行政評価・監視の目的等

第2 行政評価・監視の結果

1	災	害時の被災者支援に係る法制度等と近年の災害の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(]	(1	被災者支援に係る法制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2	2)	近年の災害の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3	3)	被災者の住まい確保の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(4	1)	令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風に係る主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	避	難所開設期における避難所外避難者の把握・支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(]	1)	避難所外避難者の把握・支援等の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2	2)	避難所外避難者数、避難所外避難者となった経緯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(:	3)	避難所外避難者の把握方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(4	1)	避難所外避難者への物資・情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(5	5)	避難所外避難者への健康及び福祉上の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
3	避	難所閉鎖以降の被災者の把握・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(]	1)	在宅被災者への支援制度等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(2	2)	在宅被災者の把握と支援のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(3	3)	応急仮設住宅入居者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
4	被	災者に関する支援情報等の共有への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
(]	1)	被災者に関する支援情報等の共有に係る仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
(2	2)	被災地における被災者に関する支援情報等の共有に係る課題と対応・・・・・・・・・	
(3	3)	被災者に関する支援情報等の共有のための備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5	災	害救助における住まい確保に係る制度上の課題	88
(]	1)	救助に係る基準に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
(5	2)	被災者の一時的か住すいの確保に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98

1 当	刃の問題意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
2 災	『救助法における現物給付の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
3 事	8手続の概要等	
(1)	賃貸型応急住宅の供与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
(2)	応急修理制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	105
4 被	と地方公共団体における事務手続の簡素化に対する意見	
(1)	賃貸型応急住宅の供与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
(2)	応急修理制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	107
5 国	こおける事務手続の簡素化に向けた対応等	
(1)	賃貸型応急住宅の供与・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
(2)	応急修理制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	109
資料		148